

## 西宮市病院事業経営審議会運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）に規定する西宮市病院事業経営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

## (会議の開催情報の公表)

第2条 会議の開催情報は、原則として開催日の1週間前までに事前にホームページ等により公表するものとする。公表後に変更が生じた場合も同様とする。

2 公表する内容は、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否等とする。

## (会議の公開又は非公開の決定)

第3条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、議決により非公開とすることができる。

- (1) 西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に規定する非公開情報と認められる事項を審議するとき。
- (2) 公開することにより会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

## (会議録の調製)

第4条 会議の議事については、次の事項を記載した会議録を調製しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容（会議に付された事項および発言の要旨）
- (4) 会議の傍聴及び会議録の公開に関する事項
- (5) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録を調製したときは、速やかにその概要を作成して公表するものとする。

## (庶務)

第5条 審議会の庶務は、市立中央病院病院改革担当部経営企画課において処理する。

## (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成28年6月14日より施行する。

## 西宮市病院事業経営審議会傍聴要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、西宮市病院事業経営審議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第6条の規定に基づき、西宮市病院事業経営審議会の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

## (会議の傍聴)

第2条 傍聴の受付は、会議開始時刻の30分前から10分前まで行うものとする。ただし、傍聴を希望する者が第3項に規定する定員を超えないときは、会議開始時刻まで行うものとする。

2 傍聴を希望する者は、傍聴受付簿に氏名、住所及び電話番号等を記入しなければならない。

3 傍聴者の定員は、会場の規模等を勘案して、会議の円滑な運営ができる範囲内で定めるものとする。

4 傍聴を希望する者の数が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

## (撮影又は録音等の禁止)

第3条 傍聴者は、会場内において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

## (傍聴者の退場)

第4条 傍聴者は、運営要綱第3条第1項ただし書の規定により会議が非公開となったときは、速やかに退場しなければならない。

2 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該傍聴者に退場するよう命ずることができる。

(1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をしたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき。

## (報道関係者の取扱い)

第5条 報道関係者は、第2条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第3条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により準用する第3条の規定にかかわらず、報道関係者は、あらかじめ会長に申し出、その許可を得た場合は、写真撮影、録画、録音等を行うことができる。

## (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

## 付 則

この要領は、平成28年6月14日より施行する。